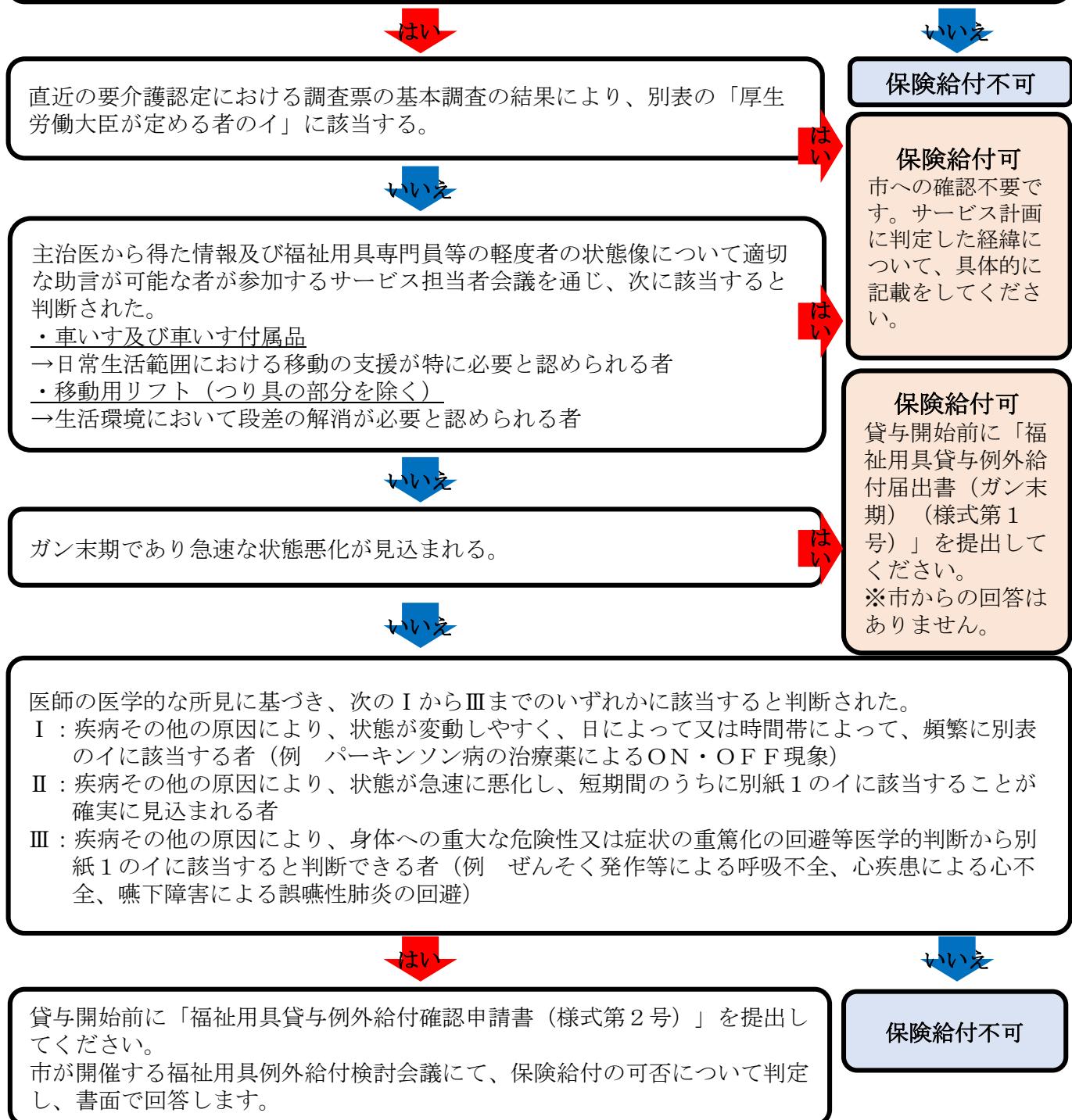


# 軽度者の福祉用具貸与に係るフローチャート

適切なアセスメントの結果、課題解決のために軽度者（要支援1、2・要介護1（自動排泄処理装置については要介護2、3）であるが、福祉用具貸与を必要とする状態である。



## （見直しについて）

貸与の必要性有となった場合においても、要介護1の利用者は月1回のモニタリングで、要支援の1・2の利用者については介護予防ケアプランの評価（最長6か月）によって、必ずその必要性を見直し、その結果を記録してください。

ケアマネジメントの結果、貸与の必要性無となった場合は貸与中止としてください。また福祉用具の種目追加や、本人の状態が改善した場合は、再度確認依頼申請を行ってください。

なお、事後に行われた本市の実地調査等によって、上記の必要な見直し等を行っていなかった場合、保険給付の返還対象となる場合もありますのでご注意ください。

別表

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ	基本調査項目	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果
次のいずれかに該当する者			
ア 車いす及び車いす付属品	(一) 日常的に歩行が困難な者 (二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	1 - 7 歩行 - 1 - 4 起き上がり 1 - 3 寝返り	3. できない 該当する基本調査項目なし 3. できない 3. できない
次のいずれかに該当する者			
イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品	(一) 日常的に起きあがりが困難な者 (二) 日常的に寝返りが困難な者	1 - 4 起き上がり 1 - 3 寝返り	3. できない 3. できない
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	1 - 3 寝返り	3. できない
次のいずれにも該当する者			
エ 認知症老人徘徊感知機器	(一) 意思の伝達、介護を行う者への反応、記憶又は理解に支障がある者  (二) 移動において全介助を必要としない者	3 - 1 意思の伝達 3 - 2 毎日の日課を理解 3 - 3 生年月日や年齢を言う 3 - 4 短期記憶 3 - 5 自分の名前を言う 3 - 6 今の季節を理解する 3 - 7 場所の理解 3 - 8 徘徊 3 - 9 外出すると戻れない 4 - 1 被害的 4 - 2 作話 4 - 3 感情が不安定 4 - 4 昼夜逆転 4 - 5 同じ話をする 4 - 6 大声をだす 4 - 7 介護に抵抗 4 - 8 落ち着きなし 4 - 9 一人で出たがる 4 - 10 収集癖 4 - 11 物や衣類を壊す 4 - 12 ひどい物忘れ 4 - 13 独り言、独り笑い 4 - 14 自分勝手に行動する 4 - 15 話がまとまらない  - 2 - 2 移動	1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる以外 いざれか 2. できない  いざれか 1. ない 以外  その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。 4. 全介助以外
		2 - 1 移乗	3. 一部介助 又は 4. 全介助
次のいずれかに該当する者			
オ 移動用リフト (つり具の部分を除く。)	(一) 日常的に立ち上がりが困難な者 (二) 移乗において一部介助又は全介助を必要とする者 (三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	1 - 8 立ち上がり 2 - 1 移乗 - 2 - 6 排便 2 - 1 移乗	3. できない 3. 一部介助 又は 4. 全介助 該当する基本調査項目なし 4. 全介助 4. 全介助
次のいずれにも該当する者			
カ 自動排泄処理装置	(一) 排便において全介助を必要とする者 (二) 移乗において全介助を必要とする者	2 - 6 排便 2 - 1 移乗	4. 全介助 4. 全介助